尾鷲市空き家バンク利用促進助成金交付要綱

（通則）

第１条　尾鷲市空き家バンク利用促進助成金（以下「助成金」という。）の交付については、尾鷲市補助金交付規則（平成１４年尾鷲市規則第２０号）及び市長公室補助金交付要綱（平成１４年尾鷲市告示第１６号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（趣旨）

第２条　尾鷲市空き家バンク制度における、物件の登録を支援するとともに、空き家の利活用を促進することを目的とする。

（助成対象者）

第３条　助成金を交付する対象者は、尾鷲市空き家バンク制度実施要綱（平成２６年尾鷲市告示３５号）に基づいて、空き家バンクに登録された空き家の所有者とする。

（助成対象経費）

第４条　助成金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

（１）　空き家に現存する家財道具等の搬出及び処分に係る経費

（２）　空き家の清掃や、敷地内の樹木の伐採に係る経費

（３）　その他市長が特に認める経費

２　前項における経費は、事業者に委託する場合を除き、空き家所有者自身の人件

費や処分する家財道具等を売却して収入を得るものについては対象外とする。

（助成金の額）

第５条　助成金は、１物件につき１回限りとし、助成金の額は１件あたり４万円又

は、実際にかかった金額のいずれか低い額を助成するものとする。

（助成金の交付手続）

第６条　助成金は、尾鷲市空き家バンク利用促進助成金申請書（様式第１号）に必

要事項を記入のうえ、第４条で定める経費を証する書類又は領収書を添えて市長

に提出するものとする。

２　市長は、前項の申請を審査し、助成の可否を決定したときは、すみやかに尾鷲

市空き家バンク利用促進助成金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により

申請者に通知するものとする。

３　助成金の交付決定を受けた申請者は、尾鷲市空き家バンク利用促進助成金請求

書（様式第３号）を提出するものとする。

（遵守事項）

第７条　助成金の交付を受けたものは次に掲げる事項を順守するものとする。

（１）　助成金を受けた物件は、賃貸及び売買の契約が成立した場合や、やむを得ない理由がある場合を除き、原則空き家バンク登録を取り消すことができないものとする。

（２）　３親等以内の親族（配偶者、３親等以内の血族及び姻族）に助成金を受けた物件を賃貸又は売買することができないものとする。

（助成金の返還）

第８条　市長は助成対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたときは、交付した助成金を返還させることができる。

　（１）　虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。

　（２）　前条の規定に違反したとき。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

尾鷲市長　様

申請者住所

申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

尾鷲市空き家バンク利用促進助成金申請書

尾鷲市空き家バンク利用促進助成金交付要綱第６条の規定により、次のとおり申請いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 空き家バンク登録番号 |  |
| 空き家所在地 |  |
| 申請金額 |  |
| 添付書類 |  |

様式第２号（第６条関係）

尾政第　　　　　　号

　　年　　月　　日

申請者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　尾鷲市長　　　　　　　　　印

尾鷲市空き家バンク利用促進助成金交付（不交付）決定通知書

尾鷲市空き家バンク利用促進助成金交付要綱第６条の規定により、助成金の交付額を確定したので、下記のとおり通知いたします。

助成金の申請額

助成金の交付決定額

決定理由（不交付又は一部交付の場合のみ）

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

尾鷲市長　様

申請者住所

申請者氏名　　　　　　　　　　　印

尾鷲市空き家バンク利用促進助成金請求書

尾鷲市空き家バンク利用促進助成金交付決定を受けたので、要綱第６条の規定により、次のとおり助成金を請求いたします。

請求金額　　　　　　　　　円

　１．添付書類　　尾鷲市空き家バンク利用促進助成金交付決定通知書（写）

２．振込先　　金融機関名：

　　　　　　　支 店 名：

　　　　　　　口座番号：

　　　　　　　口座名義（カナ）：